

2024
SUPPLEMENTARY
REGULATIONS

鈴鹿サーキット一般競技規則書
サポートレース特別規則書
ワンメイクレース特別規則書

目次

2024年 鈴鹿サーキット一般競技規則書

第1章 総則	2
第2章 参加者、ドライバーおよびピット要員	4
第3章 参加車両	9
第4章 信号合図および競技走行中の遵守事項	13
第5章 ドライバースブリーフィング	15
第6章 公式予選とスターティンググリッド	15
第7章 スタート	17
第8章 レース中の車両修理とピット作業	20
第9章 レースの中断およびレースの再開	22
第10章 レース終了および順位の設定	25
第11章 抗議および罰則の適用	26
第12章 本規則の適用と補則	28
細則	
細則-1 セーフティカー運用規定	29

2024年 サポートレース/ワンメイクレース特別規則書

第1条 大会名称	32
第2条 オーガナイザーの名称	32
第3条 組織委員会	33
第4条 開催場所	33
第5条 レース区分、周回数、決勝出場台数	33
第6条 参加申込	33
第7条 ドライバーの参加資格	35
第8条 ピット要員の定数	35
第9条 参加車両	35
第10条 燃料(指定燃料)	36
第11条 賞典	36
第12条 賞の制限	37
第13条 ピットレーン速度制限	37
第14条 公式通知	37
第15条 本規則の変更	37
細則	
細則-1 2024年 サポートレースカレンダー	38
細則-2 パドックレイアウト図	39
細則-3 もてぎ・鈴鹿共済会(MS共済会)保険金支払い規定(抜粋)	40

**2024年
鈴鹿サーキット
一般競技規則書**

第1章 総則

第1条 競技規則書の制定

FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則、ならびにそれに準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその細則に従い鈴鹿サーキットの競技規則書を制定し、鈴鹿サーキットで行われる4輪自動車レースに適用する。ただし、国際および国内の選手権レースにあつてはFIAまたはJAFの選手権規定、統一規則および各特別規則・シリーズ規則が優先する。

なお鈴鹿サーキットで開催される4輪自動車レースは日本アンチ・ドーピング規定が適用される。

第2条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- ～1) 参加申込みの受付に際してその理由を示すことなく、参加者、ドライバー、ピットクルーを選択、あるいは拒否することができる。
- ～2) 競技長は必要と認めた場合ドライバーに対し指定医師による健康診断書の提示を要求し、健康上の理由による競技参加可否を最終的に決定することができる。
また競技長、あるいは指定医師が必要と認めた場合、いつでもドライバーのメディカルチェックを行うことができる。
- ～3) 競技番号の指定あるいはピットの割当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- ～4) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、取り止め、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。
大会が中止された場合、参加料は返還される。ただし天災地変の場合はこの限りではない。
- ～5) 各レース区分において参加申込み数が10台に満たない場合、そのレース区分を他のレース区分と混走して開催する、もしくはそのレース区分を取り止めることができる。
また決勝レース出場台数が6台に満たない場合も同様とする。
- ～6) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- ～7) やむを得ない理由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの指名登録、または変更について許可することができる。
- ～8) すべての参加者、ドライバー、ピットクルー、およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版、公衆送信に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- ～9) 車両改造に関する違反を行ったドライバー、参加者、チューニングショップに対し、最高1年間レース出場を拒否することができる。
- ～10) 参加者、ドライバーおよびその参加に関わるすべて者が、下記に該当する言動を行った場合、主催者は参加者、ドライバー、およびその参加に関わる全ての者に対して、参加拒否を含む罰則を課すことができる。**

- ① 暴力行為、威圧的・侮辱的言動（例：サーキット内外での暴力的、威圧的言動。）

- ② 法律に違反する行為（例：パス/駐車券の加工・偽造・不正使用、ピット内タバコ・ストーブ等火気取扱い違反、交通違反等）
- ③ マナーに反する行為（例：パドック内駐車違反、暴走行為等）
- ④ その他、レースの秩序やモータースポーツの社会的価値・意義を損なうと判断される行為

第3条 審判員の判定内容

FIA国際モータースポーツ競技規則 第11条 16項 およびJAF国内競技規則 10-20 の審判員の判定事項は次の通りとする。

～1) スタート審判員

本規則 第33条 スタート手順に関する判定。

～2) 決勝審判員

本規則 第42条 レース終了と順位の決定に関する判定。

～3) 審判員（走路）

FIA国際モータースポーツ競技規則付則 H項 に関する判定。

FIA国際モータースポーツ競技規則付則 L項 第4章 2条 に関する判定。

本規則 第24条 走行中のドライバーの遵守事項、第25条 妨害行為に関する判定。

～4) 審判員（ピット）

本規則 第38条 ピット作業に関する判定。

第2章 参加者、ドライバーおよびピット要員

第4条 参加者

～1) 競技参加者許可証

① 国内・準国内レース

当該年度有効なJAF国内競技参加者許可証以上を所持していなければならない。

ただしドライバーが参加者を兼任する場合はこの限りではないが、代理人を指名しなければならない。

② 国際レース

当該年度有効な国際競技参加者許可証（各所属国のASNで発行されたもの）を所持していなければならない。またJAF以外のASNに所属する参加者は、FIA国際モータースポーツ競技規則 3.9.4 で定められた出場証明書を提示しなければならない。

～2) 要員の指名登録

参加者は本規則ならびに特別規則書に定められた資格を有するドライバー、ピット要員の指名登録を行い、参加料、保険料を納入して期日内に参加申込の手続きを行わなければならない。

～3) 要員ならびにゲストに対する義務と責任

参加者は自分が指名したドライバー、その他チームの要員ならびにゲストに対して諸規則の遵守と安全の確保について徹底させる義務があり、これらの人々の言動や事故についてその最終的責任を負わなければならない。ただしドライバー、ピット要員ならびにゲストも同様にそれぞれの責任を負うものとする。

～4) 競技出場の義務

参加が正式に受理された参加者は、FIA国際モータースポーツ競技規則**付則** J項、または国内競技車両規則ならびに特別規則書に従って完全に車両を整備し、ドライバーその他の要員と共に必ず競技会に出場する義務を負うものとする。なお参加者本人が出場できない場合は必ず書面をもって代理人を指名しなければならない。

～5) 参加の取消

参加者は参加申込後に参加取消しを行う場合、その理由を付した書面を大会事務局宛てに提出しなければならない。また、ドライバーが公式予選通過後、決勝レースに出場できない場合も参加者はその理由を付して出来る限り速やかに大会事務局に届け出なければならない。ただし参加を受理された後、参加取消しに対する参加料の返却はしない。

～6) 証明書類およびテクニカルパスポート

参加者は自己の車両に関する仕様、改造、変更等の詳細について生産者が証明する書類（FIA・JAFによって公認された車両にあつては公認書）を必ず携行し、必要に応じて提示しなければならない。

第5条 ドライバー

～1) 参加資格

① 国内・準国内レース

当該年度有効なJAF国内競技運転者許可証A以上の所有者とする。ただし特別な参加資格が設けられるレースの場合はその条件等を満たすこと。

② 国際レース

ドライバーが所属する国のASNが発行した当該レースに適格なグレードの国際競技運転者許可証と国際身体検査証明書の所持者とし、FIA国際モータースポーツ競技規則 第3.9.4条で定められた出場証明書を提示できること。ただし特別な参加資格や条件が設けられるレースの場合はその条件を満たすこと。

～2) 18歳未満のドライバーは、参加申込みに際し親権者の承諾書に印鑑証明書（3ヶ月以内有効）を添えて提出しなければならない。

～3) ドライバーの選任

① 参加者は1台の参加車両に正ドライバー1名と、補欠ドライバー1名を登録することができる。

補欠ドライバー登録は当該クラスの書類検査終了時までとする。

補欠ドライバーは正ドライバーとして他の参加車両に登録されていてもよい。

～4) ドライバーの変更

① ドライバーの変更は当該車両の補欠ドライバーとして登録されている者に限り許される。

ただし変更した時点で正ドライバーとして登録した氏名の抹消を大会事務局に申し出て、大会審査委員会の承認を得なければならない。

② ドライバーの変更は書類検査（選手受付）まで許される。

～5) ドライバーの装備品

① ヘルメット、レーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブ、バラクラバ

2024JAF国内競技車両規則 第5編 細則 レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則3. から 7. のそれぞれの項目に合致した装備品を着用しなければならない。ただし競技用ヘルメットについては四輪用のフルフェイスタイプの装備を義務付ける。

② FHR（HANS）システム

頭部と頸部の保護装置FHR（HANS）システムについては、全てのクラスにおいて着用が義務付けられる。（FIA国際競技規則 L項 第3章に定められたものに限られる。）

FHR（HANS）使用については、**2024**JAF国内競技車両規則 第5編 細則 レース競技に参加するドライバーの装備品に関する 細則10. に従うこと。

③ アンダーウェア、ソックス

2024JAF国内競技車両規則 第5編 細則 レース競技に参加するドライバーの装備品に関する 細則8. 耐火アンダーウェア、耐火炎ソックスに基づき、JAF公認／FIA認定の耐火炎ソックスの着用が義務付けられる。また、JAF公認／FIA認定の耐火炎アンダーウェアの使用が強く推奨される。

第6条 ピット要員（メカニック）

- ～1) 競技会に参加が許されるメカニックは16歳以上で参加者によって指名登録され、本規則 第8条によるもてぎ・鈴鹿共済会（以下、MS共済会）の手続きを完了した者でなければならない。
- ～2) 参加者は最低1名のピット要員を指名登録しなければならない。
- ～3) 参加者はピット要員の中から1名をピット責任者（チーフメカニック）に選任し指名登録しなければならない。なお当該クラスのドライバーをピット責任者に登録することは不可とする。
- ～4) ピット要員の定員は大会ごとに特別規則書に明示されるが、車両のメンテナンスにあたるものは作業に適した衣服を着用していなければならない。

第7条 ゲスト

参加者がゲストを招く場合、SMSC事務局で所定の手続きを済ませゲストパスを購入しなければならない。ゲストパスの購入は1チーム10枚までとする。ただし16歳未満の者はピットに入場できない。なお場合によっては1チームあたりの購入枚数を制限する場合がある。

第8条 もてぎ・鈴鹿（MS）共済会の加入手続き

- ～1) 鈴鹿サーキットにおいてスポーツ走行、およびレース大会に参加出場するドライバー、ピット要員、およびゲストはもてぎ・鈴鹿（以下MS）共済会に加入しなければならない。
- ～2) MS共済会の申込み方法は次の通りとする。
 - ① ドライバー
 - I 年間加入としSMSC会員指定の申込用紙に記入の上、会費を添えてSMSC事務局へ申し込むものとする。（MS共済会はSMSC会員、MCoM会員に含まれる。）
 - II SMSC会員、MCoM会員以外の者は大会ごとにMS暫定共済会加入申込書に記入し、MS共済会暫定会費7,000円を添えて申し込むものとする。
 - ② ピット要員
 - ピット要員登録書に記入しレース大会事務局へ提出するものとする。
 - SMSC会員、MCoM会員以外の者は、登録1名につきMS共済会暫定会費500円を添えて申し込む。

第9条 参加者の遵守事項

- ～1) 参加者およびドライバーは、参加申込みに際して必ずJAF国内競技規則 4-15で定める誓約文に署名しなければならない。
- ～2) 全ての参加者は上記誓約の主旨に従い明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
- ～3) 参加者は競技中または競技に関係する業務についているときは、薬品などによって精神状態をつくろったり飲酒したりしてはならず、許された場所以外で喫煙してはならない。

- ～4) パドック内での危険物取り扱いについて
大会期間中の危険物取り扱いについては十分に配慮し、安全で事故のないように特に以下の点に注意すること。
- ① 危険物を取り扱う周辺は火気厳禁
 - I 火気を使用する整備はガソリン・燃料から遠ざけること。
 - II 喫煙はパドック内の喫煙所を利用すること。
 - III ガソリン・燃料がある場所では火を使用する器具の利用はしないこと。
 - ② ガソリン・燃料の取扱いは十分に注意し周辺に配慮すること。
 - I 給油の際、静電気の発生をさせないように注意すること。
 - II こぼしてしまったら、すぐにふき取りをすること。
 - ③ 競技に使用する燃料保管の際の注意
 - I ガソリン・燃料の温度上昇を抑えること。
 - II 携行缶は密栓して保管すること。
 - III 直射日光を避けて配置すること。
 - IV 発電機の排気口は遠ざけること。
- ～5) 不要なガソリン・燃料及びオイル類、フルード類、クーラントを廃棄する場合パドック内に設置された所定の廃油タンクに捨てること。
- ～6) 参加者は主催者や大会後援協賛者、大会審査委員会、競技役員の名譽を傷つけるような言動をしてはならない。
- ～7) 参加代表者は自分の行動はもちろん、自チームのドライバー、メカニック、ゲストなど全員の行動について責任をもたなければならない。
- ～8) レーシングコース内（観客席・パドックエリア含む）での許可のない小型航空機（ドローン・ラジコン等）の使用は禁止する。
- ～9) 大会期間中ならびに特別スポーツ走行において、盲導犬、介助犬を除きペットの持込は禁止する。

第10条 書類検査(選手受付)

- ～1) 参加申込が正式に受理された参加者には、大会前日または当日に行われる書類検査会場（公式通知に示す）で指名登録されたドライバー、ピット要員の身分証などが正式受理通知と引き換えに交付される。
- ～2) 書類検査時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。
- ① 正式受理通知書
 - ② 競技参加者許可証
 - ③ 運転免許証
 - ④ 競技運転者許可証
 - ⑤ メディカルサーティフィケート（国際競技の場合）

- ⑥ SMSCライセンス、もしくはMCoMライセンス（ドライバー資格、およびピット要員のMS共済会確認用）
- ⑦ JAF以外のASNに所属する参加者は所属するASNの出場証明書（国際競技の場合）
- ⑧ その他、提出物がある場合は正式受理通知書に示す。

第11条 身分証と通行証

- ～1) 交付された参加者の身分証は競技会期間中、チーム、氏名、車両番号等を明記した上で、確認しやすい位置に必ず着用していなければならない。
- ～2) 参加者のサービスカーは、大会事務局が交付する通行証を提示していなければパドックへの通行ができない。
- ～3) パドック通行が許される参加者のサービスカーの台数は大会事務局によって案内文等により指示され、参加者はその指示に従わなければならない。また参加車両および部品、工具を搬入するために必要な通行や積み降ろし作業は競技役員（パドック管理委員）の指示に従って行わなければならない。
- ～4) サービスカーおよびトラック等、競技車両以外の駐車場は大会事務局の指定するパドックとする。
- ～5) パドックおよび鈴鹿サーキット内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識に従うこと。
- ～6) 公式予選、および決勝レース当日ともレーシングコース外周路の遊歩道の車両通行（オートバイ、自転車、**キックボード**等含む）は禁止する。
- ～7) 交付された身分証や通行証は他に貸与したり転用したりしてはならない。
- ～8) 身分証、通行証は再交付されない。

第12条 ピットの使用

- ～1) 公式予選、決勝レースを通じて使用ピットは大会事務局によって割り当てられる。
- ～2) 割り当てられたピットを参加者相互で交換・変更する場合は、互いに了承した上でコントロールタワー2階大会事務局に申し出て許可を得なければならない。
- ～3) ピット内では火気厳禁である。また使用後は清掃し使用したピットの照明は消灯の上、速やかにSMSC事務所へ鍵を返却すること。
- ～4) 競技会期間中ピットを割り当てられたエントラントは、原則としてピットレーン側のシャッターを開けておくこと。開催クラスが複数に渡っている場合、コース側レッドラインより前の部分は他のクラスのピットとして使用できるよう車両、工具、部品等あらゆる機材は置かないこと。
- ～5) フルコースのピット使用に際して、特別な場合を除きピット内には競技車両以外の車両入場を禁止する。

第3章 参加車両

第13条 参加車両

参加車両の詳細に関しては特別規則書に規定する。

第14条 排気音量

すべての車両は2024JAF国内競技車両規則 第5編 細則 レース車両の排気音量測定に関する指導要綱に従い規制値以下を維持し、必要な場合は消音器を取り付けなければならない。

第15条 車両に対する暖機

- ～1) タイヤに対する走行前の意図的な加熱は一切禁止する。
- ～2) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジトラック（通称ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外は禁止とする。

第16条 競技番号

- ～1) 参加車両には大会事務局によって定められた競技番号を参加者の責任において、指定の位置、書体、大きさに貼付されていなければならない。ただし各レースシリーズ規定にて指定がある場合はこの限りではない。
- ～2) 数字はアラビア数字、書体はフーツラボールド、数字の画線は5cm、数字のタテの長さは約30cmとする。（リア部分番号のタテの長さは30cm未満でもよい）

フーツラボールド書体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

- ～3) 競技番号は車体色と対照的な色で貼付されていなければならない。
- ～4) 車両の競技番号は前席ドアの左右両側面とフロントフード上面および後方から確認できるリア部分の4箇所に貼付されなければならない。
- ～5) フロントフード上面の競技番号は車体に平行に貼付し、両側面およびリア部分の番号は垂直に貼付しなければならない。
- ～6) 参加車両の競技番号は、公式車両検査、公式予選、決勝レースを通じて保持されていなければならない。
- ～7) 競技番号の判定が困難であると競技役員が判断した車両については、競技番号の修正が命ぜられる。これに従わなかった場合はタイム測定を拒否されることがある。

第17条 自動計測装置の装着

- ～1) 主催者が用意する貸出用自動計測装置を装着しなければならない。ただしマイラップス（AMB）製マイポンドー（個人所有の自動計測装置）の使用も認められる。マイポンドーを使用する場合は、参加申込書のマイポンドー使用欄にマイポンドー番号を記入しなければならない。
- ～2) マイポンドーを使用する参加者は走行中、常に計測できる状態に機能させなければならない。マイポンドーに不具合が生じた場合、主催者の用意する貸出用自動計測装置を取り付けること。
- ～3) マイポンドーは他の参加者と共有することはできない。
- ～4) 参加者は車検時までには車両にこの装置を取付けなければならない。取付けを拒否した場合は出走は認められない。
- ～5) 貸出用自動計測装置の配布は書類検査時（選手受付）に行う。返却は各レース正式結果発表後30分以内にピットビル2階大会事務局へ行くこと。（予選不通過車両は当該予選結果発表後1時間以内に返却すること）
- ～6) 貸出用自動計測装置を使用し理由の如何を問わず万一破損・紛失した場合は、1個につき66,000円（消費税込）が主催者より請求される。
- ～7) 貸出用自動計測装置とマイポンドーを同時に取付けて使用することは禁止する。

第18条 車両名およびレースによる広告

- ～1) 車両名は原則として製造者の定めたものとする。それ以外の特別な車両名を使用する場合は、参加申込みの車両名登録時に所定の欄に記入して大会事務局の了承を得なければならないが、主催者が発行または発表する公式プログラム、公式結果発表書類や、場内放送などに特別な車両呼称を強要することはできない。
- ～2) 特別な車両名（スポンサー名等）を使用する場合は、全角20文字、半角40文字以内とする。
- ～3) 車両による広告を行う参加者は、参加申込み時点、および追加する場合は車両検査時点までに、スポンサー名など広告の内容を大会事務局に申告して許可を得なければならない。
- ～4) 参加者は主催者あるいは大会後援協賛者の都合によっては、特定の広告が拒否される場合があることを承知していなければならない。
- ～5) 車両による広告は参加代表者やドライバー、ピット要員などの氏名、車名、社名、商品銘柄、および通常使用される貼付ステッカーに限って許可されるが、公序良俗に反するものであってはならない。
- ～6) 主催者あるいは大会後援協賛者が希望した場合、広告ステッカー類を所定の場所に貼付しなければならない。貼付しない参加者や明らかに主催者や大会後援協賛者の広告活動を妨害したと判断された参加者には、主催者や大会後援協賛者からの賞が授与されないか減額される。
- ～7) 車両による広告は競技番号の判読を困難にする色やデザイン、位置にあってはならない。技術委員長または計時委員長によって不適当と判断された広告は撤去修正が命じられ、これに応じない車両は競技出場を拒否される。

第19条 公式車両検査

- ～1) 公式車両検査は、公式通知で示されるタイムスケジュールに従って鈴鹿サーキットの所定の車両検査区域で行われる。
- ～2) 参加代表者または当該車両のメカニックおよびドライバーは、車両とともに指定の時間内に所定の公式車両検査場所に集合し公式車両検査を受けなければならない。
- ～3) 定められた時間に遅刻した車両およびドライバーに対する処置は、競技長が大会審査委員会にはかって行うものとするが、当該車両の公式予選開始30分前までの遅刻者には再車検料11,000円（消費税込）の支払いが命ぜられる。
- ～4) ドライバーは公式車両検査にヘルメット、レース用衣服、靴、ソックス、手袋などの着衣、FHR（HANS）システムを携帯もしくは着用して技術委員の点検を受けなければならない。
なおヘルメット、レース用衣服、靴、手袋などの着衣の規格等に関しては、本規則書 第2章、第5条 ～5) ドライバーの装備品を参照すること。またヘルメットおよびFHR（HANS）への加工（クッション材の貼付、装飾など出荷状態から何らかの手を加える行為）は禁止する。
- ～5) 公式車両検査と装備品検査を受けない車両やドライバー、検査の結果、参加が不適当と判断された車両やドライバー、また技術委員長による改善命令に応じない車両やドライバーは競技に出場できない。
- ～6) 公式車両検査を受ける車両とドライバーが補助員を検査区域に同行させる場合、参加者、代表者、指名登録されたメカニック合わせて3名以内でなければならない。
- ～7) 参加者または当該車両のメカニックは公式車両検査を受ける際、車両の燃料タンク容量、および申告を命ぜられた車両仕様や改造内容、修正を命ぜられた事項に関して車両仕様書に確認のための署名をしなければならない。
- ～8) 公式車両検査を受ける車両の燃料は、参加者の手によって全部抜きとられていなければならない。不要の燃料は参加者の責任において完全に密閉された容器に保管され、不要のオイルは所定の廃棄所に処分されなければならない。
- ～9) 公式車両検査に合格したあとの車両は改造してはならない。エンジン、ミッション、ドライブシャフト、ブレーキなど分解作業を行う場合は事前に技術委員長の許可を得てから作業を行うこと。作業内容によっては再車検を行う場合がある。
- ～10) 車両検査に合格した車両は公式通知に示される案内図、または競技役員（パドック管理委員）が指示する導線によって所定の位置で待機、給油、整備しなければならない。
所定の位置から無断で車両を移動させたりしてはならない。
- ～11) 技術委員長は公式車両検査の時間外であっても随時、参加車両の検査を行う権限を持ち、参加者はこの検査に応じなければならない。
- ～12) 車載カメラを使用する際、公式車両検査時に記入済みのカメラ搭載申請書を技術委員に提出し、車体に安全上確実な方法で取り付けの上、公式車両検査を受けなければならない。
技術委員から修正の指示があった場合はその指示に従わなければならない。
- ～13) 公式予選中に車両検査が実施されることもある。

第20条 競技終了後の車両保管と入賞車の車両検査

- ～1) 決勝レースを終了した完走車は、競技役員の指示によりパドック内の所定の区域に必要な時間保管される。保管中の車両を改造したり整備したりしてはならない。
- ～2) 車両保管区域への車両の出し入れは全て競技役員の指示に従って行わなければならない。保管を解除された車両は参加者によって速やかに引き取らなければならない。
- ～3) 入賞車および抗議対象車は、レース終了後または大会審査委員会の求めに応じて随時車両の分解、その他必要な方法による車両検査を受けなければならない。
- ～4) 大会審査委員会、または技術委員長が求める車両検査に必要な分解・組み立て作業は、参加者またはその代理人の責任で行わなければならない。
ただし抗議対象車の分解・組み立てに要した費用は、抗議が不成立に終わった場合、抗議提出者が負担しなければならない。その額は技術委員長が算定し大会審査委員会が承認した額とされる。
- ～5) 入賞車および抗議対象車の車両検査には、本競技会の関係役員以外立ち会うことができない。
- ～6) 車両検査に応じない車両は失格とされる。

第21条 車両変更

- ～1) 参加申込みが正式受理された後の車両変更は、参加車両が故障、破損その他やむを得ない事情があるときを除いて認められない。
- ～2) やむを得ない事情による車両変更は参加申込みをした同クラスのみ許され、変更期限は当該車両の公式予選が始まる30分前までとする。その場合、新たな車両仕様書を添えて大会事務局に申出て、大会審査委員会の承認を得なければならない。
- ～3) 公式車両検査終了後の車両変更は、競技長を通じて大会審査委員会の許可を受けなければならない。この場合、出走前車両検査を受け、合格しなければならない。また車両仕様書を新たに提出し、再車検料11,000円（消費税込）を添えなければならない。

第22条 燃料規定

燃料には添加剤を混入したり、オクタン価を高めたり燃料の性質を変えるような装置を取付けたりしてはならない。ただし潤滑に必要なオイルの銘柄や仕様は自由とされる。

第4章 信号合図および競技走行中の遵守事項

第23条 信号合図

- ～1) 競技中の信号合図はFIA国際モータースポーツ競技規則付則 H項 に基づく旗信号、および補助的に合図する発光信号としてのライトパネルによって行われる。
- ～2) 鈴鹿サーキットのライトパネルは次の通り補助的に合図される。
- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① イエロー点滅 | 1本の黄旗振動表示と同じ |
| ② イエローと黒で二分割された点滅 | 2本の黄旗振動表示と同じ |
| ③ ホワイト点滅 | 白旗表示と同じ |
| ④ ブルー点滅 | 青旗表示と同じ |
| ⑤ グリーン点滅 | 緑旗表示と同じ |
| ⑥ レッド点滅 | 赤旗表示と同じ |
| ⑦ レッドの縦縞のあるイエロー点灯 | 赤の縦縞のある黄旗と同じ |
| ⑧ SCの文字表示にイエローの四角枠の点滅 | SCボードと同じ |
- その他の表示を行う場合はブルテンで公示する。
- ～3) 信号合図に従わないドライバーには罰則が適用される。この違反行為の判定に対する抗議は受けられない。罰則は原則としてレース結果にタイム加算か周回数減算、もしくは失格とされるが、大会審査委員会は状況に応じて罰則を強化することができる。
公式予選中の罰則は大会審査委員会によって決定される。
- ～4) コース管理室前のフラッグマーシャル台で黒字に白文字のボードを提示された当該競技番号のドライバーは、提示後3周以内に必ずピットに戻り競技役員の指示に従わなければならない。

第24条 走行中のドライバーの遵守事項

- ～1) ヘルメットおよび安全ベルト、グローブ等の確実な着用。
- ～2) 車両に他の者を乗せてはならない。
- ～3) コース走行は右回りとし、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。
- ～4) ショートコース、短絡路など規定外のコースを走行してはならない。
- ～5) トラック上以外の走行は危険状態を避ける場合を除いて行ってはならない。
- ～6) 走行中コントロールを失った場合や走路外に出た場合は、コース復帰時に後続車両等、他車の妨害にならないよう注意し安全を確認しなければならない。
- ～7) ピットおよびコース上でのエンジン押しがけは禁止とする。
これに違反した場合は、以下の罰則が課せられる。
- | |
|--|
| ① 公式予選中の場合は押しがけした時点以降の予選タイムは計測せず走行を禁止する。 |
| ② 決勝レースの場合は失格とする。 |
- ～8) ピットで停車する際は必ずエンジンを停止すること。

- ～9) 車両をコースに沿って押し進めたり決勝ラインを超えて押し進めたりすることは許されない。
これに違反すれば直ちにレースより除外の罰則が課せられる。
- ～10) 理由を問わずそのドライバーがコース上に一時的にでも車両を放棄した場合、それはレースを放棄したものとみなされる。
- ～11) ドライバーは緊急の際、競技中に救急車、消火車、競技役員車、レッカー車などサービス車がコースを走行したり、必要な作業を行うため駐・停車したり、また競技役員がコースに立ち入る場合があることを承知していなければならない。
- ～12) コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロー走行でピットに戻ろうとはせずに速やかにコース外の安全な場所にマシンを止めなければならない。

第25条 妨害行為

- ～1) 大会期間中いかなる場合においても「危険なドライブ行為」を行ってはならない。
「危険なドライブ行為」とは
 - ① 衝突を起こしたもの
 - ② 他のドライバーのコースアウトを強いるもの
 - ③ 他のドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの
 - ④ 追い越しの最中に他のドライバーを不当に妨害するもの
 - ⑤ FIA国際モータースポーツ規則 **付則** L項 第4章. 2 に違反したもの等を指し、そしてその行為が危険と判定された場合は厳しく罰せられる。
 - ⑥ 明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為。
- ～2) 本条の違反判定に対する抗議は受け付けられず、違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったドライバーは失格とされる。

第26条 リタイア(棄権)

- ～1) 競技中、事故あるいは故障などにより以後の走行の権利を放棄するドライバーは、その旨を最も近い位置の競技役員に報告しなければならない。
- ～2) リタイアの報告は原則としてドライバーまたは参加代表者が所定の用紙に署名して行わなければならないが、負傷その他やむを得ない事情で署名による報告ができない場合は、コース委員またはピット審判員の判定でリタイアとみなされる。この判定に対する抗議は受け付けられない。
- ～3) レース中、ドライバーが車両を押し歩いてピットに戻ることは禁止される。
この場合はリタイアとみなされる。

第27条 セーフティカー(細則-1参照)

FIA国際モータースポーツ競技規則 **付則** H項 の規定に従い、必要に応じてセーフティカーが導入される。セーフティカー（以下SC）導入中にレースが終了する場合、SC先導のままフィニッシュラインを通過しチェッカーフラッグを受けるものとする。

第5章 ドライバースブリーフィング

第28条 ドライバースブリーフィング

- ～1) ドライバーは必ずドライバースブリーフィングに出席しなければならない。
- ～2) ドライバースブリーフィングに欠席もしくは遅刻した場合は再ブリーフィングの対象となる。
- ～3) 再ブリーフィング手数料は22,000円(消費税込)とする。

第6章 公式予選とスターティンググリッド

第29条 公式予選

- ～1) ドライバーは公式車両検査に合格した車両で、公式通知に示されるタイムテーブルによって行われるレース区別の公式予選に必ず出走しなければならない。
- ～2) 公式予選は正ドライバーが行うものとする。
- ～3) 原則として参加台数が東コース30台、フルコース48台を超えた場合、公式予選は2グループに分けられる。
- ～4) 参加者は公式予選中、FIA国際モータースポーツ競技規則 **付則** H項 に基づく信号合図、ピットに関する規定、参加者の遵守規定など競技に関する諸規定をすべて決勝レース同様に厳守しなければならない。
- ～5) ドライバーおよび参加車両は、技術委員長から指示があった場合、公式予選のコースイン直前に技術委員による出走前点検を受け、競技役員の指示に従ってコースインしなければならない。
- ～6) コースインおよびピットからの再スタートに際しては、コースイン後第2コーナーまでは右側インコース寄りを走行しなければならない。
- ～7) 公式予選結果の順位はそれぞれのドライバーが走行中に記録した最高ラップタイム順に決定される。2名以上のドライバーが同一の最高ラップタイムを記録した場合は、最初にそのタイムを記録したドライバーが優先され、以下この方法に準じて順位が決定される。
- ～8) 公式予選基準ラップタイム通過車両数が決勝レース出場台数より多い場合には、大会審査委員会は次の条件で補欠車両を指名することができる。
 - ① 指名できる補欠車両の台数は最大3台までとする。
 - ② 補欠氏名を希望する参加者は、公式予選暫定結果発表後30分以内に補欠として待機する意思を大会事務局に文書にて届け出ること。
 - ③ 補欠指名を希望する参加者は、公式予選通過基準ラップタイムを満たしていること。
 - ④ 補欠車両の決勝レース出場は大会審査委員会の承認を得ること。
 - ⑤ 補欠車両の決勝レース出場の優先順位は、公式予選において達成された各車両のタイム順とする。
 - ⑥ 決勝レース出場を認められた補欠車両のドライバーは、ドライバースブリーフィングに必ず出席しなければならない。ドライバースブリーフィング開始後は、補欠車両の決勝レース出場は認められない。

- ⑦ 補欠車両が決勝レースに出走することを認められた場合は、その時点から正規のスケジュールに従って競技に参加すること。
- ⑧ 予選が2グループで行われた場合の補欠車両については上記の②～⑦、ならびに以下の各項を適用する。

I 補欠車両の台数は最大4台（予選Aグループより2台、予選Bグループより2台）までとする。

II 補欠車両のリザーブ順位および決勝レースに出走する場合のスターティンググリッドは次の通りとする。（図参照）

スタート左列最後尾より補欠1位、スタート右列最後尾より補欠2位…という順位とする。

〔例〕



- ～9) 公式予選通過基準ラップタイム達成車両が決勝出場台数より少ない場合、大会審査委員会は不可抗力によって上記の予選通過基準ラップタイムを達成しなかった車両でも、最大認定出場台数を超えない範囲で出場することを認めることができる。ただし、次の場合に限りそのスタートが許される。

- ① すでに予選通過した車両が除外されないこと。
 - ② それらの車両が公式予選通過基準ラップタイムを満たす能力があると認められること。
 - ③ それらドライバーが全ての安全事項（サーキットの知識等）について保証されていること。
- 上記車両はスターティンググリッドの**後方**からスタートするものとする。基準ラップタイムに達しなかったドライバーのスタートを上記と同一の条件で認めることができる。

- ～10) 安全上、競技長は赤旗を表示することにより公式予選を中断することができる。

- ① 公式予選中に全車停止の合図がなされた場合、競技役員の指示に従わなければならない。
- ② 公式予選の再開は、ピットレーンより競技役員の指示に従って1台ずつ発走するものとする。
- ③ 再開時に出走できる車両は、競技役員の指示した場所に自力で待機した車両のみとする。
- ④ 中断する場合、予選時間の短縮は大会審査委員会が決定する。また中断された場合でも予選通過に対する抗議は受け付けられない。

第30条 公式予選通過基準ラップタイム

公式予選通過基準ラップタイムは、各レース区分とも当日記録された上位3名の最高ラップタイムの平均に30%を加算したものとする。（混走レースの場合も同様、クラス別でない）

〔例〕上位3名の平均タイムが 2'00"000 の場合の基準ラップタイム

2'36"000算定に際して基準ラップタイム1秒以下の端数が生じた場合は1秒に切り上げられる。

第31条 スタートグリッドの決定

- ～1) ポールポジションは最前列の左側とし、以下成績順にスタガードポジションで配列される。
- ～2) 予選を2グループに分けて実施した場合のグリッドの第2位置は、もう一つのグループで最高タイムを記録したドライバーに与えられる。同様にグリッドの第3位置は、ポールポジションのグループで2番目のタイムを記録したドライバーに与えられる。以下同様とする。2台以上の車両が同タイムの場合は最初に記録した車両が優先される。

第7章 スタート

第32条 スタート前の遵守事項

- ～1) 技術委員長から指示があった場合、指定された時間に所定の場所にて車両と共に技術委員の出走前検査を受けなければならない。出走前検査を受けなかったドライバー、および車両はコースインできない。コースインは全て競技役員の指示に従って行わなければならない。
- ～2) 公式予選において事故を起こした車両、または車両持ち出し申請書により持ち出された車両は、出走前検査の前に再車両検査を受けなければならない。

第33条 スタート手順

- ～1) スタートはスタンディングスタートとする。
グリッドは1×1のスタガード方式でスタート合図は灯火信号とする。
 - ① 全ての車両はダミーグリッドへ向けてコースインしなければならない。（ただし、3分間をもってピット出口は閉め切られる）
 - ② 3分以内にコースインできなかった車両は正規にスタートできなかったものと見なされ、ピットスタートとなる。ピットスタート車両はピットレーン出口で待機し、決勝レースがスタートし競技車両の集団がピットエンドを通過後、競技役員の合図またはピットレーン出口の信号機のグリーンライトが点灯することによりスタートする。
 - ③ フォーメーションラップ開始に先立ち、5分前、3分前、1分前、および15秒前ボードが表示される。これらのボードは警告音とともに表示される。
 - I 5分前ボード：
秒読み開始。グリッドへの進入は締め切られる。この時点までにグリッドに着けなかった車両は最後尾スタートとなる。ただし競技役員の指示があった場合はピットに入ってピットスタートとなる。（本条②参照）

II 3分前ボード：

ドライバー、競技役員、およびエンジン始動用外部エネルギー源を使用するチーム要員2名を除く全ての者はコース上から退去する。これ以降のグリッド上での作業は禁止される。

III 1分前ボード：

ドライバーが車両内に着座したままエンジンを始動する。ついでチーム要員2名がダミーグリッドから退去する。

IV 15秒前ボード：

このボード（シグナル）の15秒後、シグナルがグリーンに点灯し（グリッド前で緑旗振動）、競技車両はグリッド上の隊列を保ちながらポールポジションの車両のペースによってフォーメーションラップを開始する。この周回中追い越しは許されない。

- ～2) フォーメーションラップ中のスタート練習や著しく隊列をみだすこと、また意図的に遅らせようとし前車と間隔を空けようとする行為は禁止する。
- ～3) スタートできないドライバーは腕を挙げなければならない。他の全車両がフォーメーションラップにスタートした後、競技役員は当該車両をトラック上で押してエンジンを始動することができる。ついでこの車両はフォーメーションラップを行うものとするが、他の走行中の競技車両を追い越してはならない。
- ～4) フォーメーションラップの際にスタートできなかった車両やスタート順序の位置を保てなかった車両はグリッドの最後尾の後部からスタートすることができるが、その車両は本条～5)によるレッドライトが点灯する前までに停車していなければならない。
- ～5) 車両がスターティンググリッドに戻ったらそれぞれのグリッド位置にエンジンをかけたまま停車する。各車両の競技番号もしくは列番号を記した表示を持った競技役員がグリッド各列に向かって立っており、その列の車両が停止したら表示をおろす。すべての表示が降ろされたら5秒前のレッドライトが点灯し、4秒前、3秒前、2秒前、1秒前とレッドライトが続き、1秒前ライトが点灯した後、通常2秒以上3秒以内にすべてのレッドライトが消灯しレースがスタートする。
- ～6) スターティンググリッドに帰着後スタートできない場合、当該ドライバーは両腕を頭上に挙げる。その際、その列担当の競技役員は黄旗を振動表示する。スタート不能のドライバーが原因となりスタートが遅延された場合、そのドライバーはピットもしくは最後尾からスタートすることができる。この場合、当該ドライバーの当初のグリッドは空けておくものとする。スタート不能のドライバーが複数の場合、グリッド後方の新しいポジションは当初のスターティングポジションに基づき位置決めされる。
- ～7) 車両がフォーメーションラップ終了時にスターティンググリッドに着いた時、何らかの問題がある場合は以下の処置が取られる。

- ① グリッド上以外に問題がなく直ぐにフォーメーションラップが再開出来ると競技長が判断した場合、中断ライト（イエローまたはオレンジライトの点滅）の2秒後に緑色のライトが点灯し、「EXTRA FORMATION LAP」と表示されたボードが表示される。全車両はエンジンを切ることなく再度フォーメーションラップを開始する。
- ② その他の問題が発生し、スタートを遅らせる必要があると競技長が判断した場合は、中断ライト（イエローまたはオレンジライト）を点滅させ、「STARTDELAYED」（スタート遅延）ボードが表示され、全車両のエンジンは切られ、スタート手順は3分前の時点から再開される。
- ③ 上記①および②いずれの場合においてもレース距離は1ラップ減らされる。

- ④スターティンググリッドの最後列の車両がスタート不能となった場合、前期①～③は適用されない。
- ～8) 本条～7) を適用することが必要となりスタート手順が複数回繰り返された場合や、その結果レースがどれだけ短縮された場合でもそのレースは選手権に数えられる。
 - ～9) 本条～7) の手順が1回以上必要となった場合でも燃料補給は禁止される。
 - ～10) スタート後、スターティンググリッドにおいて作動不能となった車両がある場合、競技役員は直ちにエンジンをスタートさせるべくコースに沿って車両を押しものとする。数回試みた後も当該車両が始動しない場合には当該車両をピットまで押して移動し、（距離が近ければ出口から入ることもできる）そこでメカニックが介入して始動させることができる。
 - ～11) 例外的な状況下のみFIA国際競技規則 **付則** H項 に従い「セーフティカー」によるスタートが許される。
 - ～12) 決勝レーススタートの際、シグナリングプラットホームには許可された競技役員以外の立ち入りは禁止される。
 - ～13) スタート手順に関する違反に対しては失格までの罰則が適用される場合がある。

第34条 反則スタート

- ～1) スタート合図がなされる前に所定の位置から前進したドライバーに対しては、反則スタートとして罰則が適用される。審判員による反則スタートの判定に対する抗議は受け付けられない。
- ～2) 本競技会における反則スタートに対する罰則は、ドライビングスルーペナルティ、ペナルティストップ10秒以上もしくは、競技結果にタイム加算するものとする。

第8章 レース中の車両修理とピット作業

第35条 レース中の車両修理

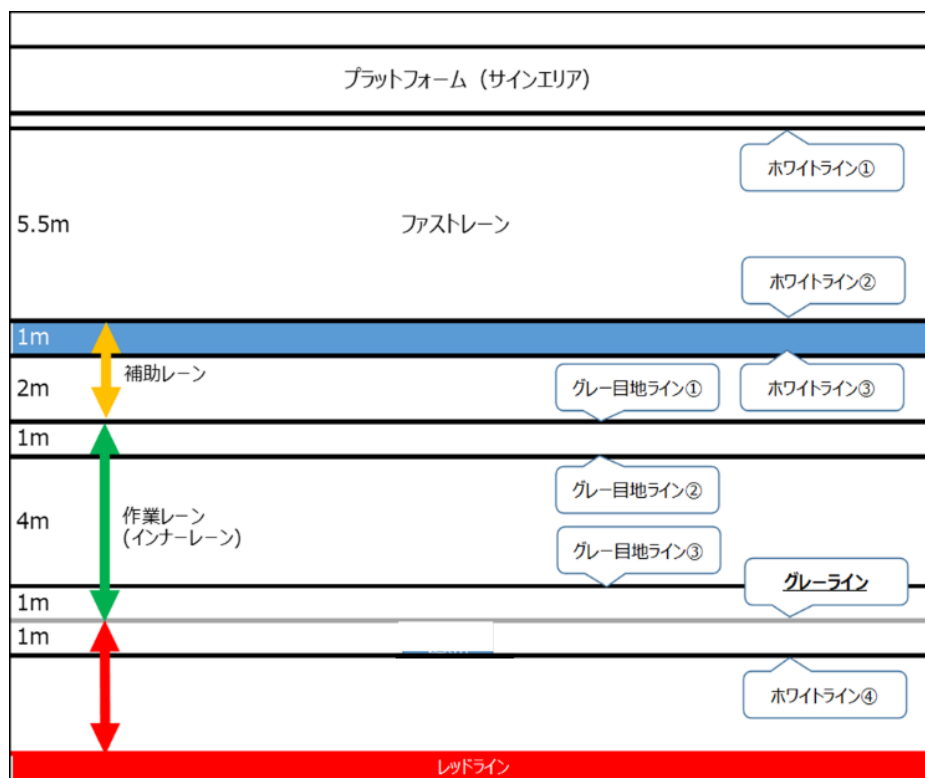
- ～1) 決勝レースおよび公式予選中の車両の修理、調整、部品交換などは、ピットに準備してある部品と工具によって行わなければならない。
- ～2) ピットに準備してある部品、工具による修理、調整、部品交換は、正規にピットインした車両に対してのみ行うことができる。
- ～3) ピット以外の地点で停車した車両の修理は、他の車両の走行の支障にならない、しかも安全な場所での当該ドライバーのみが行わなければならない。また、その車両に積み込んであるもの以外で部品、工具による修理、調整、部品交換などを行うことは厳重に禁止される。
- ～4) レース中の競技車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。ただし保安の目的でコース委員が車両を移動させる場合や、自己のピットを通り越した作業エリア（インナーレーン）内の車両を当該車両のドライバー、ピット要員が押し戻す場合はこの限りではない。

第36条 燃料補給

決勝レース中、競技中の車両に対する燃料補給は認められない。

第37条 ピットインおよびピットアウト

- ～1) ピットレーンに区画されたホワイトライン①とホワイトライン②の間は、ピットインおよびピットアウト専用の通路（ファストレーン）、ホワイトライン②とグレー目地①の間は補助レーン、グレー目地①とグレーラインの間はピット作業のための作業エリア（インナーレーン）として区別される。



- ～2) ピットインする車両のドライバーはシケイン出口より走行ラインをコース右端に取り、手または方向指示器でピットインの合図を行い、安全確認の上、ピットレーンに入りファストレーンを徐行すること。補助レーンや作業エリア（インナーレーン）を走行してピットインすることや、ピットアウトすることは禁止される。（ピットレーン通過速度は60km/hを上限とする）
- ～3) ピットインする車両は自己のピットにできるだけ近い位置のファストレーンから作業エリア（インナーレーン）に入り、できるだけ自己のピットに近づけて車両を停止させなければならない。なおバックギアの使用は禁止され、自己のピットを通りすぎてしまった場合は正規に登録されたメカニックのみが手押しで押し戻すことができる。
- ～4) ピットインして作業エリア（インナーレーン）に入った車両および当該車両のドライバーやピット要員は、ピットインしてくる他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通過を妨害してはならない。
- ～5) ピットアウトする際はピットレーン内で他の車両と併走しないこと。
- ～6) ピットアウトしようとする車両は、ファストレーンにおいてはピットインしてくる車両に優先権がある事を承知していなければならない。
- ～7) ピットレーン出口のグリーン／ブルー／レッドライトについて
 - ① フリー走行、公式予選、決勝レース中においてレッドライト点灯時のコースインは認められない。
 - ② 公式予選、フリー走行の場合は、グリーンライトが点灯している場合のみコースインすることができる。
 - ③ 決勝レース中はドライバー本人責任においてコースインするものとする。ブルーライトの点滅は、車両が近づいている合図である。
- ～8) ピット出口から第1コーナーにかけて引かれているライン（白線）の運用は以下の通りとする。
 - ① ピットレーンよりトラックに合流する車両はライン（白線）を越えて走行してはならない。
 - ② トラック上を走行している車両を規制するものではない。

第38条 ピット作業

- ～1) 競技中の車両がピットインしたとき、当該車両のピット要員（メカニック）は自己のピット前の作業エリア（インナーレーン）に出て作業することが出来る。ピット作業の場合を除いて作業エリア（インナーレーン）に出ること、部品や工具を作業エリア（インナーレーン）に置くことは禁止される。
- ～2) 作業エリア（インナーレーン）に出て作業が許されるのは、当該車両の身分証を着用したメカニック5名までに限られる。
- ～3) ピット作業中、当該車両のドライバーは車両を離れ作業エリア（インナーレーン）に出て作業を手伝うことが許される。
- ～4) ピット内および作業エリア（インナーレーン）は清潔を保ち、器具を整頓し火災防止に努めること。また喫煙は厳重に禁止される。
- ～5) ピットから出走しようとする車両のエンジン始動時、外部エネルギー源の使用は認められるが車両を押しがけ援助してはならない。

- ～6) ピットボックス前端に記されているレッドラインよりもピットレーン側エリアに立ち入る者は正規に登録されたチーム員のみ限定され、ゲストは立ち入りを禁止する。

第39条 ピットサイン

- ～1) 自チームのピットからサインを送ることが許される。
ただし、プラットホームへの立ち入りは全車スタート後に可能となる。
- ～2) 走行中のドライバーに対しピットサインを送るピット要員は、指定の身分証を付けプラットホームからサインを送ることができる。ただし、走行中のドライバーに対して無線通信設備（アンテナ含む）や携帯電話を使用して、送信および受信を行ってはならない。

但し、各ワンメイクレースのシリーズ競技規則にて無線通信設備や携帯電話の使用が認められている場合は、その指示に従うこと。

- ～3) ピットサインを送るピット要員は1チーム2名に限定する。
- ～4) ピットサインを送るためにプラットホームまで出入りする際には最短距離で横断し、ピットインおよびピットアウトする車両に充分注意するとともに車両の走行を妨げてはならない。
- ～5) 使用するサインボードの大きさは100cm×60cmの長方形を超えるものであってはならない。

第9章 レースの中断およびレースの再開

第40条 レース中断

- ～1) 事故によってサーキットが塞がれた場合、または天候その他の理由でレース継続が不可能となったためにレースを中断する必要がある場合、競技長はコントロールラインにおいて赤旗を表示し、同時にすべてのマーシャルポストでも赤旗が表示される。その後、42条～6)のケースおよび審査委員会が別途定めた場合を除き、以下の手順にてレースが再開されるものとする。
- ～2) レース中断の合図提示後は、追い越しは禁止されピットレーン出口は閉鎖される。
その後、全車は赤旗ラインの後方にゆくりと進み、そこで先頭車両の位置に関わらずスタガードフォーメーションで停止しなければならない。その後、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは赤旗ラインに停止した順に配列されるものとする。コースが閉鎖されたこと等によりグリッドに戻ることができなくなった車両がある場合、当該車両はコースが使用可能な状態になり次第グリッドに戻される。この場合レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、審査委員会の承認のもとレースが中断される前の順に配列されるものとし、各車両の位置が特定できる最終のコントロールライン通過順とする。上記の全ての車両はレースを再開することを許可される。セーフティカーは赤旗ラインの前方に進み出る。その後オフィシャルカーがセーフティカーと赤旗ラインの間に縦列に停車する。
- ～3) レース中断の間は、
- ① レースも計時システムも停止することはない。
 - ② 車両が一旦赤旗ライン後方に停止した、またはピットに入ったならば作業（本条～6)記載)を行うことができるが、この場合の作業がレースの再開の妨げとなってはならない。

③ グリッド上にはチーム員と競技役員のみが立ち入りを認められる。

- ～4) 車両はレース中断後にピットレーンに進入することができるが、中断後にピットレーンに進入した車両、およびグリッドからピットレーンに移動した車両のドライバーに対し、レース再開後にタイムペナルティを課す場合がある。レース中断の合図が提示された時に、すでにピット入口あるいはピットレーンにいた車両のドライバーに対してペナルティを課すことはない。
- ～5) レース再開3分前ボード提示後に、レース中断前にピット入口あるいはピットレーンにいた車両はピットを出ることができる。ただし、3分前ボードが提示された時点でピットレーン出口にいた車両に限られる。レース中断後にピットレーンへ進入した車両はこの場合のコースインは認められない。上述の事項を条件として、ピット出口よりレースを再開しようとする全ての車両は他車を不当に遅らせることがない限り自力で出口にたどり着いた順にレース再開をすることができる。
- ～6) これらの状況下では、
- ① ピットで作業中の競技車両は赤旗が表示された時点においても全ての作業を継続できる。
 - ② 赤旗ライン後方に停車中の車両は「3分前ボード（またはシグナル）」が表示されるまでの間、全ての作業が許される。
 - ③ ピットレーン出口での作業は許されるが、エンジン始動およびエンジン始動に関する準備に限られる。

なお上記①～③において以下の作業は禁止とする。

※ 給油（全ての液体の補給をいう）

※ タイヤ交換（天候の変化が確認された際、大会審査委員会の指示があれば交換が可となる場合がある。）

ドライバーは常に競技役員の指示に従わなければならない。

第41条 レースの再開

- ～1) 遅延はできる限り短く保たれ、再開の時刻がわかると直ちにパドック放送等を通じてチームに通達される。いかなる場合にも少なくとも5分前の警告が知らされる。
- ～2) スタート再開前に、5分前、3分前、1分前、および15秒前のボード（またはシグナル）が表示される。それらのいずれのボード（またはシグナル）も警告音を伴うものとする。
- ～3) 3分前ボード（またはシグナル）が提示されるまでに、全ての車両は作業を終了していなければならない。ドライバー、競技役員および外部エネルギー源を使用するチーム要員2名以外はコース上から退去する。このボード（またはシグナル）以降の作業はピット前作業エリアにおいてのみ許可される。3分前ボード（またはシグナル）提示時に作業が終了されていない車両は、全てグリッドの最後尾かピットレーンからスタートしなければならない。この状況では、黄旗を持った競技役員がグリッドを離れることのできる全車両がスタートラインを通過し終えるまで、（3分前に）作業が終了されなかった車両がグリッドを離れないよう制止する。3分前ボード（またはシグナル）が提示される以前にコースの周回時間を考慮し、適切な時点で先頭車両と赤旗ラインの間にいる車両は、

オフィシャルカーの先導により追い越しをすることなく、もう1周回を完了するよう合図され、セーフティカー後方の車両列に合流しなければならない。

- ～4) 1分前ボード（またはシグナル）が提示された後にエンジンは始動されなければならない。チームのスタッフは全て15秒前ボード（またはシグナル）が提示されるまでに全ての機材を持ってグリッドからコースサイドに退去していなければならない。15秒ボード（またはシグナル）が提示された後で援助が必要となったドライバーは腕を挙げなければならない。グリッドを離れることができるすべての車両が出発すると、競技役員が車両を押してエンジンを始動、またはピットレーンに押すよう指示される。この場合、黄旗を持った競技役員が当該車両の脇に立ち後ろのドライバーに警告を与える。
- ～5) レースはグリーンライトが点灯するとセーフティカーの後方より再開される。セーフティカーは以下の場合を除き1周回後にピットに入る。
 - ① 全ての車両がセーフティカー後方でまだ調整されていない。
 - ② チームクレーがまだグリッド上の物を撤去している。
 - ③ さらに介入が必要な状況が重なって発生している。
- ～6) グリーンライトが点灯するとセーフティカーは後続のすべての車両と共にグリッドを離れる。その際、車両は赤旗ライン後方に整列した順序で車両5台分の距離以下を保って続く。列最後尾の車両がピットレーン終了地点を通過するとすぐにピット出口のライトがグリーンに変わる。その時ピットレーンにいた車両は全てコースに出て、セーフティカー後方の車両隊列に合流することができる。
- ～7) 赤旗ラインを離れる際に遅れてしまったドライバーは他の走行している車両を追い越してはならない。残りの車両がスタートラインを通過した後も動かなかった場合、当該車両はセーフティカー後方の車両列の最後尾につかなければならない。2名以上のドライバーが関与した場合には、グリッドを離れた直ぐに隊列の最後尾に整列するものとする。
- ～8) 審査委員会によりこの周回中に不必要に他の車両を追い越したと判断されたドライバーに対しては、罰則が課せられる。
- ～9) この周回の間はFIA国際競技規則 **付則** HI項 2.10.15～2.10.18 が適用される。
- ～10) レースが再開できなかった場合は、レースは中断の合図が出された**時点の先頭車両が完了した**周回の1つ前の周回が終了した時点の結果が採用される。

第10章 レース終了および順位の設定

第42条 レース終了と順位の設定

- ～1) レース終了はフィニッシュライン（最終のコントロールライン）を基準として管理される。ここでいうコントロールラインとはコース及びピットレーンの双方を交差する単一の直線を指す。
- ～2) 優勝者はレーススタート時点のレース距離（周回数）を最短時間で走行し終了した者、または決勝レース規定時間終了後にフィニッシュラインを通過した最上位ドライバーとする。
- ～3) 優勝者のフィニッシュライン通過と同時に、レース終了を合図するチェッカーフラッグがフラッグマッシュタル台で提示される。

- ～4) チェッカーフラッグは優勝者がフィニッシュライン通過後4分間（東コースの場合は2分間）提示される。
- ～5) 優勝者以外の順位は達成された走行距離（周回数）と、フィニッシュライン通過順位により決定される。ただし走行周回数が優勝車両の走行周回数の70%（小数点以下切り捨て）に達しない車両は順位の認定を受けられない。
※選手権規定や各ワンメイクシリーズに規定がある場合は、選手権規定およびワンメイクシリーズを優先する。
- ～6) **不可抗力によるレース中断及び終了の場合の取り扱い：**
 - ① 先頭車両が2周回を終了する前に中断及び終了された場合には、レースは不成立となる。
 - ② 先頭車両が2周回を終了した場合、レースは成立したものとする。**※得点付与に関する規定は、選手権規定や各ワンメイクシリーズ規定に準ずる。**
- ～7) 万一、何らかの理由により先頭車両が規定周回数または時間を完了する前にチェッカーフラッグが表示された場合でも、レースはその時点で終了したものとみなされる。
- ～8) また、チェッカーフラッグが何らかの理由により遅れて表示された場合には、最終順位はレーススタート時点のレース距離または時間が達成された時点における順位にしたがって決定される。

第43条 レース終了後の車両保管と暫定表彰

- ～1) チェッカーフラッグの提示を受けたドライバーはコースを徐行して1周した後、ピットロードを通過して所定の保管区域に車両を持ち込まなければならない。なお車両保管区域には競技役員以外は立ち入ることはできない。ただし優勝者および2位、3位のドライバーは、競技役員の指示に従って仮表彰の為、車両をグランドスタンド前に停車させる場合がある。
- ～2) チェッカーフラッグが提示された時点でピットインしていた車両の出走は禁止される。
- ～3) チェッカーフラッグの提示を受けた車両でコースを1周徐行するに耐えられないものは、第1コーナー手前右側の舗装エリアにストップすることが許されるが、この場合は後方を充分注意し安全を確認した上で停車させることができる。

第44条 暫定表彰と正式結果による表彰式

- ～1) レース終了後、ただちに暫定結果が発表され優勝者および2位、3位のドライバーに対して、ポディウム等で仮表彰が行われる。仮表彰を受けることを拒否したドライバーは、賞典を受ける権利を放棄したものと見なされる。
- ～2) レース終了後、計時委員長の名においてレースの暫定結果が発表され、本規則 第45条 による抗議がない場合、大会審査委員会の承認を得て暫定結果発表後30分で競技長、および計時委員長の名において正式結果が発表される。
- ～3) **正式結果発表後、対象者へ賞典が授与される。賞典の受け取りは当該レース決勝日中に行うこと。決勝日中の受け取りがない場合、賞典の受け取り権利を放棄したものとみなされ、大会事務局は賞典を廃棄・処分することができる。なお、後日送付等の対応は行わない。**

第11章 抗議および罰則の適用

第45条 抗議の手続きと制限

- ～1) 抗議を行うことが許されるのは指名登録された参加者に限られる。
- ～2) 抗議を行う時は書面により抗議対象とする箇所または内容を具体的に記載しなければならない。
- ～3) 抗議を行う時は、前項の書面に規定の抗議料を添え、競技長を経て大会審査委員会宛に提出しなければならない。
- ～4) 抗議に関する審査に特別な作業を伴う場合は、申請者はその作業の費用全額を負担することを申請時に保証しなければならない。この費用は抗議が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合の当該費用は被抗議者が負担するものとする。
- ～5) 技術委員（車両検査員）の判定に関する抗議は決定直後、公式車両検査に関する場合は当該車両の検査後30分以内でなければならない。
- ～6) 競技中の過失または反則に対する抗議、あるいは車両規則違反に対する抗議はその競技の終了後30分以内とする。
- ～7) 競技の順位に関する抗議は暫定結果表発表後30分以内とする。
- ～8) 本規則 第3条 審判員の判定に対する抗議はできない。審判員の氏名は公式通知にて公表する。

第46条 抗議の裁定

- ～1) 大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者に書面で通告された後に公式通知にて公示される。
- ～2) 審査後直ちに裁定が下されない場合は、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することができる。
- ～3) 抗議料は抗議が成立した場合に抗議提出者に返還されるが、抗議不成立の場合は没収される。

第47条 罰則の適用

- ～1) 本規則、および公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会が決定し違反者に通告される。
- ～2) 本競技会で大会審査委員会が違反者に課することができる罰則は次の通りとされる。
 - ① 訓戒、訓戒（始末書提出）、罰金、出場停止（失格）
 - ② タイムペナルティ
 - I **ドライブ**スルーペナルティ
ドライバーはピットレーンに進入し、ピットに停止せずにピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。
 - II ペナルティストップ
ドライバーはピットレーンに進入し、ペナルティストップエリア内でタイムペナルティとして課された時間、車両を停止させピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。

また自チームのピットに停止することは許されない。ペナルティストップエリアでは、車両はエンジンを停止する必要はない。エンジンが停止した場合は、ペナルティの時間が経過した後に、車載のスターターによって再始動することができる。（車両自体にエンジンを再始動する装備が装着されていない場合は、エンジン始動用外部エネルギー源あるいは補助的装置を使用して再始動する事ができる）

Ⅲ グリッド降格、タイム削除、競技結果にタイム加算、周回数減算

- ～3) メインフラッグ台でタイムペナルティが表示されてから3周以内に規定通りこれを実行しなければならず、実行できなかった場合は黒旗が表示される。
ただし当該ペナルティ表示後3周以内にレースが終了しタイムペナルティを規定通りに実行できなかった場合は、競技結果に対してドライブスルーペナルティ、またはペナルティストップに相当するタイムを競技結果に加算する。なお加算されるタイムは大会審査委員会の裁量によるものとする。
- ～4) 大会審査委員会は状況に応じて本条～2) の罰則を強化することができる。
- ～5) 本条に従いレース中に執行されたタイムペナルティおよび黒旗の表示に対する抗議・控訴は認められない。

第12章 本規則の適用と補則

第48条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈について疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する解答は大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第49条 公式通知の発行

- ～1) 本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は以下の方法によって参加者に通告される。

- ① 参加者の住所に郵送される。
- ② 大会事務局より配布される。
- ③ 電子掲示板に掲出される。
- ④ 公式予選後、あるいは公式予選や決勝レース前など必要に応じて招集されるドライバーズブリーフィングで指示される。
- ⑤ 緊急の場合は場内放送で伝達される。

第50条 本規則の変更

年度途中においても本規則について見直しを行う場合がある。その内容はブルテンにて発表される。

※発行されたブルテンは以下の鈴鹿サーキット公式ホームページ内レース参戦申込・案内 ブルテンページに掲載される。

<https://apps.mobilityland.co.jp/msentry/download/3>

第51条 本規則の施行

本規則は鈴鹿サーキットレーシングコースで行われる各競技会に適用されるもので、各競技会の参加申込み受付開始と同時に有効となる。

大会組織委員会

細則－1

決勝レース中のセーフティカー運用規定

(FIA国際モータースポーツ競技規則 **付則** H項 に基づく手順)

1. セーフティカーは車体の両サイドおよびリアに「SAFETY CAR」と表記され、ルーフに3つのオレンジ回転灯を、車体後部に2つのグリーンライトを備えた車両を使用する。
2. セーフティカー導入決定と同時にシグナルタワーを含む全てのマーシャルポストにおいて、イエローフラッグの振動表示ならびに「SC」と書かれたボードが表示され、セーフティカーが活動中は継続提示される。
3. セーフティカーはオレンジ灯を点灯させピットレーン出口よりコースインする。コースインは先頭車両の位置に関係なく即時行われる。
4. 全ての車両はセーフティカーの後方に車両5台分の距離で隊列を作って整列しなければならない。
5. セーフティカーの隊列は以下の例外を除き、セーフティカーのピットイン後、車両がスタートラインに到達するまで追い越しは禁止される。
 - セーフティカーから合図された場合
 - セーフティカーがピットレーンを使用している間、指定されたガレージエリアに車両が停車している場合。
 - 明らかに問題を抱えて車両がスローダウンしている場合。
6. セーフティカー活動中は必要以上の減速走行、異常走行、また他のドライバーへ危険が及ぶかもしれない走行をしてはならない。
7. 競技長から指示があった場合、セーフティカーはセーフティカーと先頭車両の間にいる車両に対してグリーンライトを使いセーフティカーの前に出よう合図する。これらの車両は減速したまま他の車両を追い越したりせず走行を続け、セーフティカー後方の隊列につく。
8. セーフティカーは少なくとも先頭車両がその後方につき、残りの全車両がさらにその後方に整列するまで走行を続ける。セーフティカーの後方についたらレース先頭車両は車両5台分以内の車間距離で続く。(再スタートの状況下は除く) 残りの車両はできる限り詰めて隊列を保たなければならない。
9. 一度セーフティカーの後方についた先頭車両がピットインした場合、セーフティカーの直後を走行している車両を先頭車両と見なし、セーフティカーはピットインした先頭車両を再度後方につけることはない。
10. セーフティカー活動中、競技車両はピットレーンに進入できる。ピットインした車両とセーフティカー活動時にピットで作業中の車両は、ピットレーン出口のグリーンライトが点灯している時のみコースインすることができる。
(最終コーナーにセーフティカーが確認され、その隊列の最後尾がピットレーン出口を通過するまではレッドライトが点灯されコースインはできない)
11. セーフティカーの呼び戻しが決定されるとセーフティカーはオレンジ灯を消灯し、その周回が終了する時点でピットロードに入る。
12. この時点で、セーフティカー後方に位置する先頭車両が走行ペースを決定することができ、必要であればセーフティカーとの車間距離を車両5台分以上としても構わない。セーフティカーがピットに戻るまでの間、事故の可能性を回避するために、車上のライトが消灯された地点から各ドライバーは、加速、減速、または他のドライバーを危険にさらしたり再スタートを妨げたりする戦術的操作といった異常な行為を行ってはならない。全ての競技車両は追い越すことはなく隊列を維持し一定の速度で走行しなければならない。

13. セーフティカーがピット入口に進入すると同時にマーシャルポストのイエローフラッグと「SC」ボードが撤去され、それらに代わりグリーンフラッグが振動表示されスタートライン上でグリーンライトが点灯する。これらは最終の車両がスタートラインを通過するまで表示される。ただしスタートラインを越えるまでは追い越し厳禁となる。
14. セーフティカー導入中の各周回はレース周回として数えられる。
15. セーフティカー導入中に決勝レースが終了した場合、セーフティカーは最終周回終了時にピットレーンに入り、競技車両は追い越しすることなくトラック上を走行しそのままの状態ではチェッカーフラッグを受ける。

以上

**2024年
サポートレース
ワンメイクレース
特別規則**

各大会は、日本自動車連盟（JAF）公認のもとFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則、ならびにそれに準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその細則、ならびに本特別規則に従い、国内競技（F1レース併催ポルシェは国際競技）として開催される。本特別規則には、鈴鹿サーキット発行の「**2024**年 鈴鹿サーキット 一般競技規則」/ Hondaワンメイクレース事務局（HORS）発行の「**2024** N-ONE OWNER'S CUP特別規則」/ トヨタカーズ・レース・アソシエーション（T.R.A.）発行の「TOYOTA GAZOO Racing Yaris Cup **2024** REGULATIONS」が含まれる。これらの共通規定には、特に記載が無い限り本特別規則が優先される。

第1条 大会名称

- ① 鈴鹿レースオブアジア 2024
- ② スーパー耐久シリーズ2024 第5戦

第2条 オーガナイザーの名称

- ① グループ.オブ.スピードスポーツ（GSS）
（鈴鹿2&4レース,鈴鹿レースオブアジアのみ）

会長 宮沢 紀夫
住所 愛知県名古屋市名東区野間町71番地

- ② 名古屋レーシングクラブ（NRC）
（スーパー耐久のみ）

会長 鬼頭 正人
住所 愛知県名古屋市守山区廿軒家14-40

- ③ 鈴鹿モータースポーツクラブ（SMSC）

会長 上甲 哲洋
住所 三重県鈴鹿市稲生町7992

- ④ ホンダモビリティランド株式会社
（F1, 除く）

代表取締役社長 斎藤 毅
住所 三重県鈴鹿市稲生町7992

第3条 組織委員会

委員長 上甲 哲洋
委員 小田 栄次郎
委員 古田 辰史
委員 宮澤 謙作

第4条 開催場所

場所 鈴鹿サーキット フルコース（5.807km）

第5条 レース区分、周回数、決勝出場台数

レース名	コース	決勝出走台数	周回数
TOYOTA GAZOO Racing Yaris Cup	フルコース	48台	8周
N-ONE OWNER'S CUP	フルコース	50台	6周

※完走周回数は優勝車両の70%(少数点以下切り捨て)とする。

第6条 参加申込

- ～1) 受付期間： 本規則書細則-1 2024年 鈴鹿サーキットサポートレースカレンダー参照
 ～2) 申込先： 〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992 鈴鹿サーキットレース事務局
 TEL : 059-378-3405 FAX : 059-378-3625

※ただし各シリーズ規則、特別規則、REGULATIONSに定められた受付期間、申込先があればそれに従うこと。

- ～3) 提出書類
 ① 参加申込書（誓約文署名と親権者承諾書を含む）
 ② 車両仕様書
 ③ その他提出物がある場合は正式受理通知書に示す

- ～4) 参加受理又は拒否の通知

申込締め切り後、参加者宛に正式受理又は拒否の通知を発送する。

参加を拒否された参加者に対して参加料が返還されるが、事務処理経費として2,200円を差し引く。また参加を受理された後に参加を取消す場合、参加料は返還されない。

- ～5) 料金規定（以下の金額は全て税込）

レース名	参加料	MS 共済会
TOYOTA GAZOO Racing Yaris Cup	各シリーズ規則、 特別規則、REGULATIONS の規定通り。	ドライバー(1名) 7,000円
N-ONE OWNER'S CUP		ピット要員(1名) 500円

- 特別スポーツ走行料…………… 有料
 ※特別スポーツ走行が設定される場合、詳細は参加受理書発送時に記す。
- 再車検料…………… 11,000円
- 再ブリーフィング手数料…………… 22,000円

～6) キャンセル規定

参加申し込み後のキャンセル料に関する規定は以下の通りとする。

参加申込期間内	なし（振込手数料1,100円のみ差引返金）
参加申込期間終了～大会2週間前（日曜日）まで	5,500円（税込）
大会2週間前の月曜日～大会当日まで	全額（全額負担）

第7条 ドライバーの参加資格

レース名	参加資格
TOYOTA GAZOO Racing Yaris Cup	各シリーズ規則、特別規則、REGULATION BOOKの条件を満たすこと。
N-ONE OWNER'S CUP	

第8条 ピット要員の定数

ピット要員の定数はピット責任者を含み5名までとする。

ただし、シリーズ規則にピット要員の上限が規定されている場合はシリーズ規則に準じる。

第9条 参加車両

レース名	規定
TOYOTA GAZOO Racing Yaris Cup	TOYOTA GAZOO Racing Yaris Cup REGULATIONSの車両規則通り。
N-ONE OWNER'S CUP	N-ONE OWNER'S CUPの車両規定通り。

第10条 燃料(指定燃料)

～1) **2024** JAF国内競技車両規則 第3章 公認車両、および登録車両に関する一般規定 第10条 燃料に従うこと。

供給場所：鈴鹿サーキット内 Bパドック入口給油所

～2) 指定燃料の性状表

指定ガソリン性状表（2024年2月現在）

試験項目		ハイオクガソリン
密度(15℃)g/cm ³		0.7458
蒸気圧(37.8℃)kPa		67.0
蒸留	10%留出温度 ℃	51.0
	50%留出温度 ℃	93.0
	90%留出温度 ℃	136.0
	終点 ℃	177.5
残油量 容量%		1.0

オクタン価 (リサーチ法)	99.7
銅板腐食 (50℃,3H)	1
酸化安定度 min	480以上
実在ガム mg/100ml	1以下
鉛分 g/l	無加鉛
ベンゼン含有量 %	0.6

～3) ピット内で燃料を貯蔵する場合、金属製のタンクを使用し容量は200ℓ未満とする。

第11条 賞典

各ワンメイクレース

レース名	規定
TOYOTA GAZOO Racing Yaris Cup	各シリーズ規則、特別規則、 REGULATION BOOKの規定通り
N-ONE OWNER'S CUP	

第12条 賞の制限

ワンメイクレース

レース名	規定
TOYOTA GAZOO Racing Yaris Cup	各シリーズ規則、特別規則、 REGULATION BOOKの規定通り。
N-ONE OWNER'S CUP	

第13条 ピットレーン速度制限

ピットレーンの走行速度は60km/h以下とする。ただし、シリーズ規則にピットレーン速度が規定されている場合はシリーズ規則に準じる。

第14条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営に関する実施細目および参加者に対する指示事項は「公式通知」によって示される。

第15条 本規則の変更

年度途中においても本規則について、見直しを行う場合がある。その内容は、ブルテンにて発表される。

※発行されたブルテンは以下の鈴鹿サーキット公式ホームページ内 レース参戦申込・案内 ブルテンページに掲載される。

<https://apps.mobilityland.co.jp/msentry/download/3>

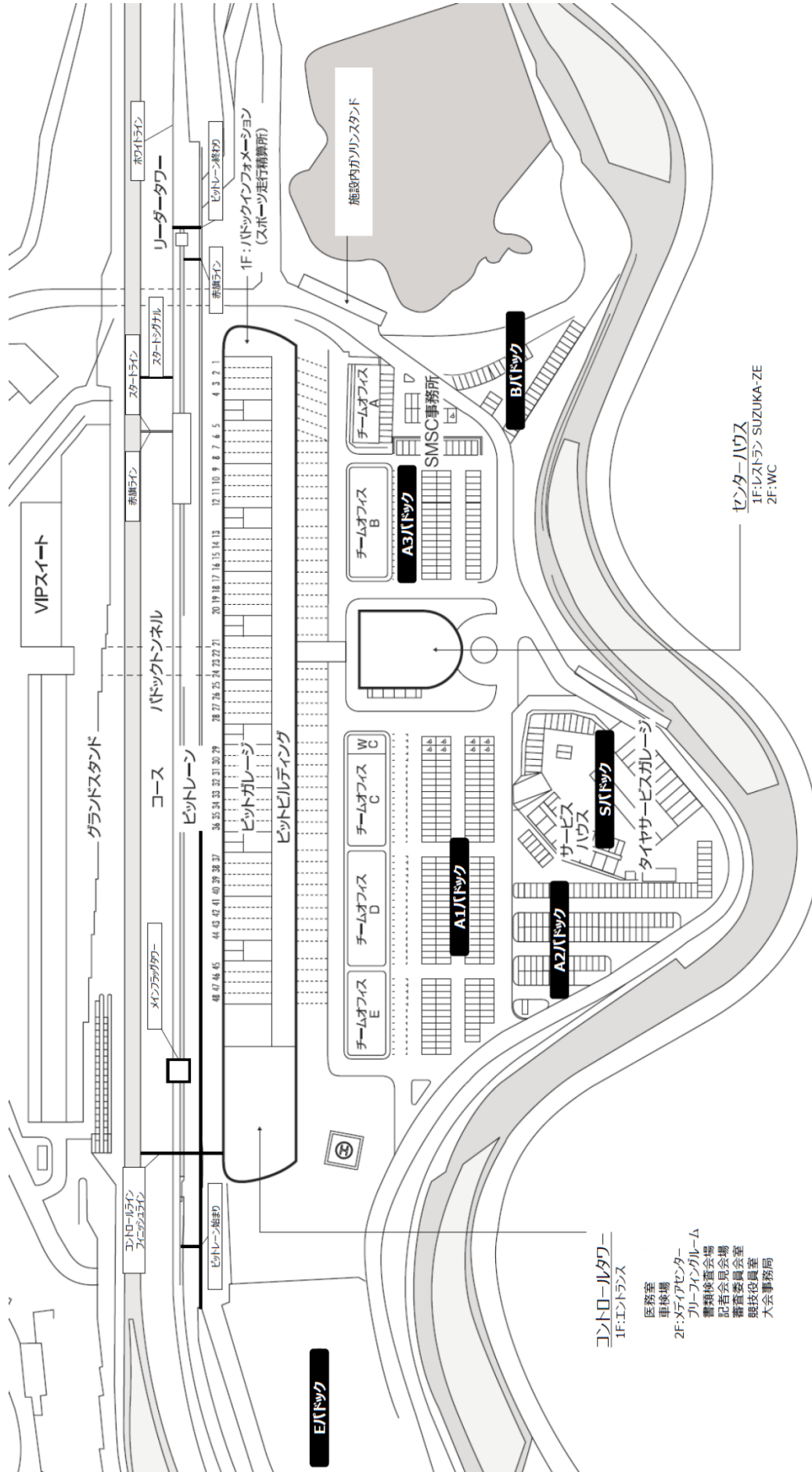
以上

大会組織委員会

細則-1 2024 年 鈴鹿サーキット サポートレース/ワンメイクレース カレンダー

月日	大会名称	コース	N-ONE	PCCJ	FIA-F4	Yaris	FRJ	パーティー	主催者	申込期間
3月9日	2024年 全日本スーパーフォーミュラ選手権 第1戦 NGKスパークプラグ 鈴鹿2&4レース						●		GSS SMSC ホンダモビリティランド(株)	
3月10日										
6月1日	2024 SUPER GT 第3戦								KSCC SMSC ホンダモビリティランド(株)	
6月2日										
7月6日	鈴鹿レースオブアジア 2024	フルコース	●						GSS SMSC ホンダモビリティランド(株)	シリーズ規則に 準じる
7月7日										
(8)9月31日	2024 SUPER GT 第5戦								KSCC SMSC ホンダモビリティランド(株)	
9月1日										
9月28日	スーパー耐久シリーズ2024 第5戦								NRC SMSC ホンダモビリティランド(株)	
9月29日								●		

細則-2 パドックレイアウト



コントロールタワー
1F:エントランス
医務室
車検場
フルタイムセンター
書類検査会場
記者会見会場
審査委員会室
競技役員室
大会事務局

センターハウス
1F:レストラン SUZUKA-ZE
2F:WC

もてぎ・鈴鹿共済会 (MS共済会) 保険金支払い規定 (抜粋)

3. 本会が保険会社と締結する保険内容及び保険金額は次の通りとする。

下記に記載されていないものは、保険契約約款に従う。

- (1) 死亡保険金： 事故の日から180日以内にその事故による負傷が原因で死亡した場合、3,000万円の支払いを受けるものとする。
- (2) 後遺障害保険金： 事故の日から180日以内にその事故が原因で身体の一部を失った場合やその機能をなくした場合、保険会社の定める約款の支払区分に記載された率に応じ、3,000万円を限度として後遺障害保険金の支払いを受ける。
- (3) 入院保険金および手術保険金： 事故が原因で傷害を被り、その直接の結果として日常生活に支障をきたし、かつ、病院または診療所に入り医師の治療を受けた場合、次の入院保険金の支払いを受ける。また、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、保険会社の定める約款に記載された手術を受けたときは、次の手術保険金の支払いを受ける。
入院の場合…1日につき5,000円
手術の場合…保険会社の定める約款の支払区分通り。
- (4) 通院保険金： 事故が原因で傷害を被り、その結果として日常生活に支障をきたし、かつ、医師の治療を要した為、病院または診療所に通い医師の治療を受けた場合、次の通院保険金の支払いを受ける。
実治療日数…1日につき3,000円
通院とは、事故により平常の生活または業務に従事することに支障をきたした期間内で、実際に医師の治療を受けたことをいう。したがって治療を行っている場合でも、平常の生活または業務に従事することに支障のない程度に回復したときは、それ以降の通院は保険金の支払いを受ける対象にはならない。

4. 個人会員は、事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット/ツインリンクもてぎ内医務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。

5. 保険金受取のための必要書類

- (1) 傷害保険金請求書
- (2) 傷害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書 (ただし、医師を指定する場合もある)

※保険金請求金額が10万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。

- (3) 同意書
- (4) その他、本会が契約した保険会社が指定する書類

6. 保険金の支払いは、本会が契約した保険会社を通じて行う。

7. 保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。

もてぎ・鈴鹿共済会 保険金請求手続きの流れ
～鈴鹿サーキットで走行中もしくは走行のためのピット作業で受傷された場合～

1. 事故の通知

事故により負傷した場合、必ず鈴鹿サーキットメディカルセンターにて診察を受け、利用記録を残すようお願いいたします。

利用記録がなければ、保険金のご請求手続きをしていただく事ができません。負傷された場合、必ず当日中に鈴鹿サーキットメディカルセンターにて受診してください。但し、生命に関わるような緊急時はこの限りではありません。



2. ご請求書類は

鈴鹿サーキットメディカルセンターの利用情報から、負傷された皆様に保険会社（損害保険ジャパン株式会社）より、ご請求についてのご案内を郵送にてお送りいたします。

負傷程度によってはご案内されない場合がございますので、主催者にご連絡いただきお取り寄せください。



3. ご請求手続きは完治してから

保険金ご請求は、お怪我が完治してからご請求ください。

入院された場合、入院日数に対し 1,000 日を限度として入院保険金をお支払い致しますので、経過した場合は完治する前でもご請求ください。

ご請求書類は、同封されている保険会社宛て返信用封筒にてご送付ください。



4. 保険金が指定された口座に振り込まれます。

保険会社に書類が到着した段階で不備がない場合、通常 10 日ほどでご指定いただいた口座に振り込まれます。

もてぎ・鈴鹿共済会につきましては、鈴鹿サーキット SMSC 事務局までお問合せください。

TEL : 059-378-3405 営業時間 : 10 時～16 時

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（入院中に受けた手術の場合：20倍・外来で受けた手術の場合：5倍）を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動（テロ行為を除きます。）などによる事故。
- ・頸部症候群（いわゆる『むちうち症』）または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

(1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。

(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)

(2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

○もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス
〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992
TEL:059-370-0247(営業時間平日9:00~18:00)
FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 法人支社
TEL:059-226-5161 FAX:059-226-5165(営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス部 愛知火災新種保険金サービス第一課
TEL:052-953-3911 FAX:052-953-3691(営業時間平日9:00~17:00)